

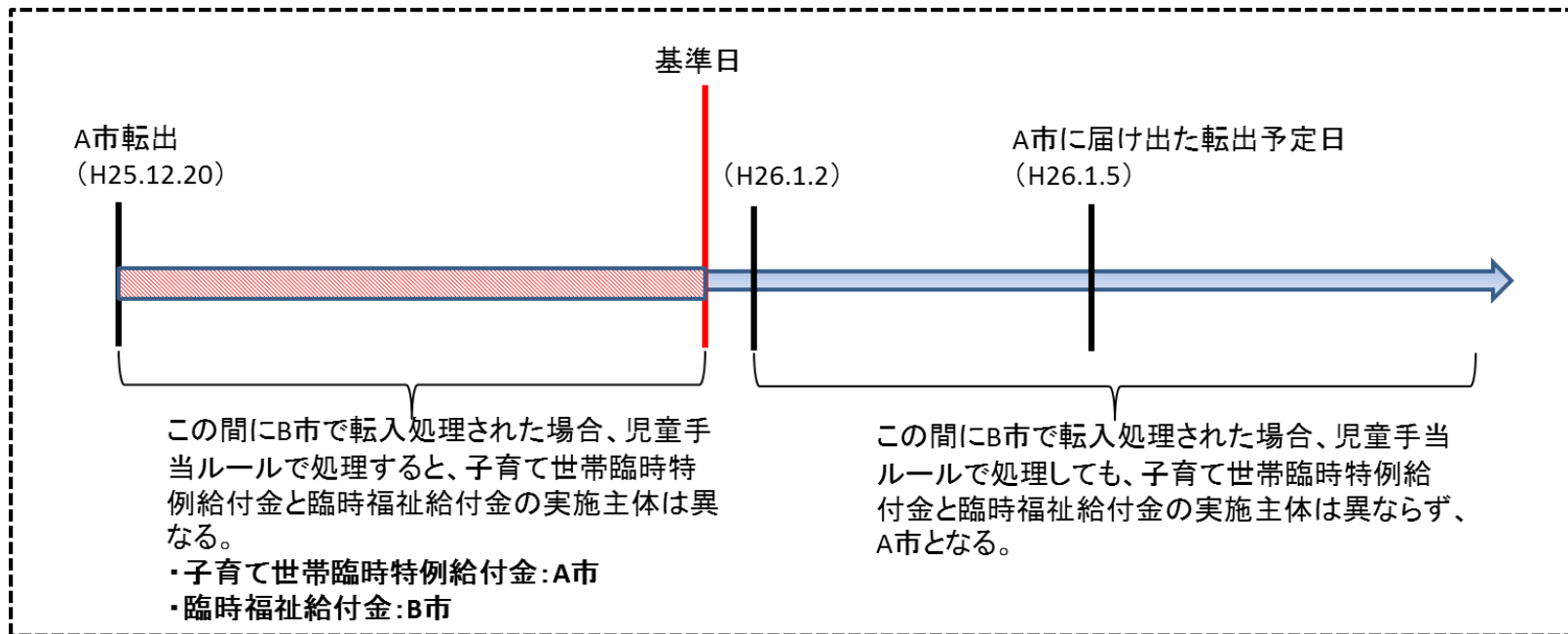
基準日の住所地を有する市町村が子育て世帯臨時特例給付金を支給することについて

- 子育て世帯臨時特例給付金は、平成26年1月分の児童手当受給者（特例給付の受給者を含む。以下同じ。）に対して、基準日（平成26年1月1日）に住所を有する市町村が支給することを基本とする。
（※）市町村に対し、1月分児童手当受給者をリスト化することや、（公務員等を支給対象とするため）基準日時点で住民基本台帳に記録されている者をリスト化するよう事務連絡している。
- しかしながら、児童手当のルールでは、転出予定日を「住所を変更した日」として取り扱うため、実際の転入処理日にかかわらず、転出予定日の属する月分の児童手当は、転出元市町村が支給することとなっている。
- したがって、平成26年1月分の児童手当を受給し、その受給者リストを有する市町村と、当該受給者が基準日に住所を有する市町村が異なる場合が存在する。

【児童手当ルールで処理する場合の問題】



児童手当のルールに基づき支給するのかどうか、市町村からの照会が多い。

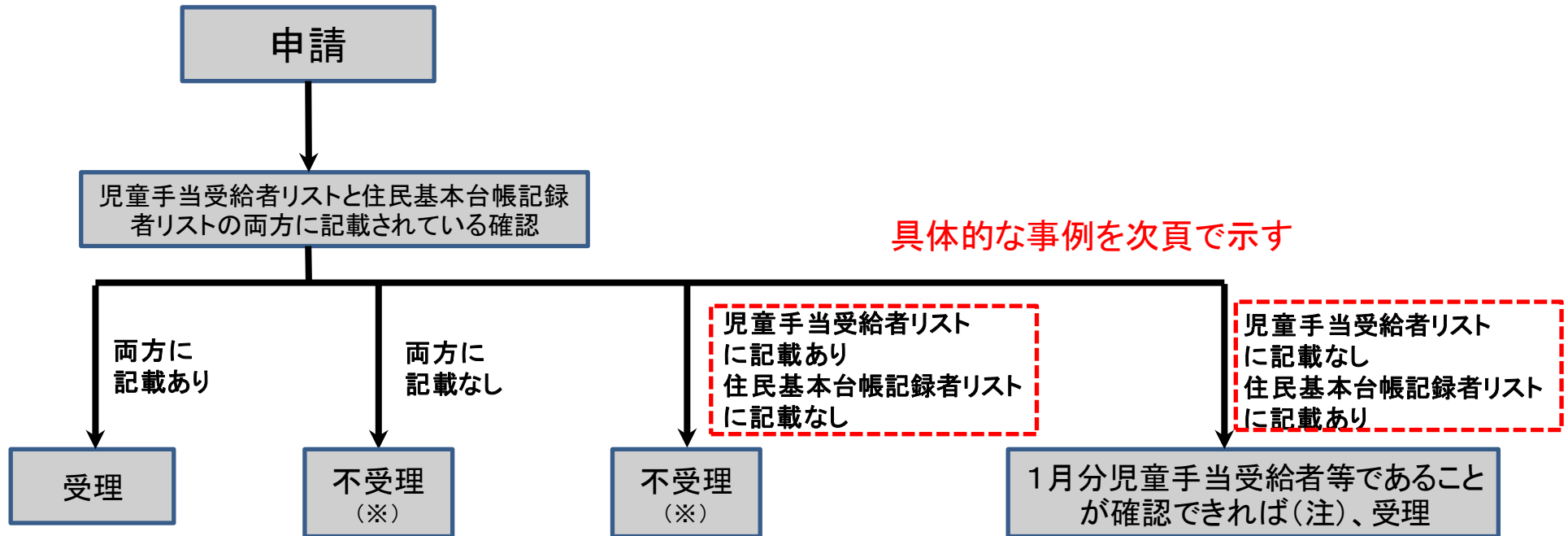


（※）左図の場合に限らず、基準日以前に転出予定日として届け出て、1月2日以降に転入処理された者についても、同様の問題が起こる。

1. 対応方針

- 次の理由から、子育て世帯臨時特例給付金は、支給対象者が基準日に住所を有する市町村が支給することとする(児童手当ルールに基づかない)。
 - ・ 住民にとって分かりやすい仕組みとする観点から、基準日以後の日を転出予定日として届け出た支給対象者のみ、基準日に住所を有する市町村ではなく、転出元市町村が支給することは不適當。
 - ・ 臨時福祉給付金と併給調整を行うため、両給付金の支給市町村が同一であることが望ましい。

2. 申請時における確認方法



(※) DV被害者等については受理することとなるため、原則として、不受理となる。

3. 具体例

【児童手当受給者リストには記載されているが、当該市町村の支給対象者とならない場合】

- ① 当該市町村において、転出の予定年月日が基準日以降の日となっている転出の届出をした者であって、基準日において他の市町村を住所地としている平成26年1月分の児童手当受給者（転出元市町村が児童手当を支給）
- ② 転出元市町村において、転出の予定年月日が基準日より前の日となっている転出の届出をした者であって、基準日の翌日以降に（当該市町村へ）転入した平成26年1月分の児童手当受給者（転出先市町村が児童手当を支給）

【児童手当受給者リストには記載されていないが、当該市町村の支給対象者となり得る場合】

- ③ 転出元市町村において、転出の予定年月日が基準日以降の日となっている転出の届出をした者であって、基準日において当該市町村を住所地としている平成26年1月分の児童手当受給者（転出元市町村が児童手当を支給）

（※）①が転出元市町村で生じる場合であり、この③は転出先（転入）市町村で生じる場合である。

- ④ 当該市町村において、転出の予定年月日が基準日より前の日となっている転出の届出をした者であって、基準日の翌日以降に他市町村に転入し、かつ、平成26年1月分の児童手当受給者となっている者（転出先市町村が児童手当を支給）

（※）②が転出先（転入）市町村で生じる場合であり、この④は転出元市町村で生じる場合である。

- ⑤ 平成26年1月分の児童手当受給者である公務員

- ⑥ 基準日に出生し、又は国外から転入したことにより、基準日において当該市町村を住所地とする児童に係る平成26年2月分の児童手当受給者

○ 当該市町村の支給対象者となり得る場合の児童手当受給者であることの確認方法

支給対象者	児童手当受給者確認方法
③、④	平成26年1月分児童手当受給者であったかどうか、（本人同意の下）転出元市町村又は転出先（転入）市町村に対し、確認する。
⑤	所属庁から発行された証明書を提出させる。
⑥	平成26年2月分児童手当受給者であるかどうか、（本人同意の下）児童手当担当課に確認。

事 務 連 絡
平成 2 5 年 1 2 月 1 6 日

各 $\left(\begin{array}{l} \text{都道府県} \\ \text{指定都市} \\ \text{中核市} \end{array} \right)$ 臨時福祉給付金担当課（室） 御中

厚生労働省簡素な給付措置支給業務室

臨時福祉給付金（簡素な給付措置）の支給に係る住民基本台帳記録者リストを作成するに当たっての留意事項について

標記の件について、別紙のとおりといたしますので、よろしく願いいたします。

都道府県におかれましては、本事務連絡の趣旨について、管内の市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）に対して御連絡いただくようお願いいたします。

(担当者連絡先)

厚生労働省簡素な給付措置支給業務室
船木

TEL:03-5253-1111（内線）2127

FAX:03-3595-3534

臨時福祉給付金の支給に係る住民基本台帳記録者リストを作成するにあたっての留意事項

1. 前提

今回の臨時福祉給付金（簡素な給付措置）は以下に掲げる者を給付対象とするものであり、これらの者を住民基本台帳記録者リストに給付対象者として記載し、実際の給付事務を行うこととなる。住民基本台帳記録者リストは、下記の基本リストに補充リストを加えたものから死亡者等リストを除いたものである。

- (1) 基準日（平成26年1月1日）現在において住民基本台帳に記録されている者
- (2) 基準日以前に住民票を削除されていた者で、基準日時点において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村（特別区を含む。以下同じ。）の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以降初めて当該市町村の住民基本台帳に記録されることとなった者

2. 基本リストの作成及び取扱いについて

- (1) 「基本リスト」とは、平成26年1月14日終了時点における、基準日現在の住民基本台帳の情報に基づき作成するリストのことであり、基準日以前に生じた異動に係る平成26年1月14日までになされた住民基本台帳法及び戸籍法上の届出をすべて反映させたものをいう。
- (2) 基準日以前に生じた異動に係る届出であっても、同年1月15日以降になされた住民基本台帳法及び戸籍法上の届出は、基本リストには反映させない。
- (3) 基準日当日に異動があった場合には、基準日の終了時点の状況をもって判断する。
 - ① 基準日当日に転出した者については、転出地市町村の基本リストには記載しない。
 - ② 基準日当日に転入した者については、転入地市町村の基本リストに記載する。
 - ③ 基準日当日に出生した者については、出生届に基づき職権記載された市町村の基本リストに記載する。
 - ④ 基準日当日において死亡した者については、基本リストには記載しない。
 - ⑤ 基準日当日に世帯変更が行われた場合には、世帯変更後の状況で基本リストに記載する。

3. 補充リストの作成について

基本リストに記載されなかった者（平成26年1月14日終了時点における、基準日現在の住民基本台帳に記録されていない者）について、以下の2種類の補充リストに随時追加して記載していくこととなる。

【補充リストA（平成26年1月15日以降届出者リスト）】

- 「補充リストA」は、基準日以前に生じた異動の届出が平成26年1月15日以降になされたことにより、同日以降に、基準日現在において住民基本台帳に記録されることとなった者について記載するリストである（したがって、当該リストに記載される者については、届出がなされた時点で、基準日現在の住民基本台帳の記録は遡って存在することとなる。）。以下の2つの類型が存在する。

【類型Ⅰ】

平成26年1月15日以降に、基準日以前の転入に係る届出がなされ、遡って住民基本台帳に記載された場合に、当該転入した者について、補充リストAに記載する。

【類型Ⅱ】

平成26年1月15日以降に、基準日以前の出生に係る戸籍法上の出生届がなされ、遡って住民基本台帳に職権記載された場合に、当該出生した者について、補充リストAに記載する。

【補充リストB（復活者リスト）】

- 「補充リストB」は、基準日以前に住民票を削除されていた者で、基準日時点において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以降初めて当該市町村の住民基本台帳に記録されることとなった者について記載するリストである（したがって、当該リストに記載される者については、基準日現在における住民基本台帳の記録は、補充リストAと異なり、存在しない状態のままである。）。以下の2つの類型が存在する。

【類型Ⅰ】

基準日の翌日（平成26年1月2日）以降になされた転入の届出のうち、転出日が基準日以前となっている場合（注：基準日現在ではどの市町村の基本リストにも記録されていない状態）に、当該転入した者について、補充リストBに記載する。

→ 市町村においては、基準日の翌日以降になされた転入の届出について、転出日が基準日以前となっているかどうかを転出証明書等によって確認し、該当する者については、補充リストBに記載する。

【類型Ⅱ】

基準日の翌日以降に職権によって住民基本台帳へ記載された者（いわゆる「住民登録が復活した者」）について、当該職権記載が基準日の翌日以降初めてなされたものである場合に、補充リストBに記載する。

→ 市町村においては、基準日の翌日以降になされた職権記載について、当該職権記載が基準日の翌日以降初めてなされたものであるかどうかを戸籍の附票の写し等によって確認し、該当する者につき、補充リストBに記載する。

3. 死亡者等リストの作成について

「死亡者等リスト」は、

- ① 基準日の翌日以降に死亡した者について、戸籍法上の死亡届の提出等により死亡が確認され、住民票が消除された場合
- ② 基準日以前に死亡した者について、平成26年1月15日以降に、戸籍法上の死亡届の提出等により死亡が確認され、住民票が消除された場合
- ③ 基準日以前に転出した者について、平成26年1月15日以降に転出が確認され、住民票が消除された場合

に、当該死亡者等について記載するリストである。

4. その他

基本リスト、補充リストA及びB並びに死亡者等リストについては、必ずしも物理的に4種類のものを作成することまでは必要ないが、

- ① 平成26年1月15日以降も、補充リストA及びBに挙げられるような給付対象者の補充がありうること
- ② 平成26年1月15日以降、基準日以前の転出が確認されることにより、給付対象者から除かれる者が存在すること
- ③ 死亡者については、死亡日及び死亡届の提出日にかかわらず、一律に給付対象者から除かれること

を認識の上、事務上、混乱せぬように対応されたい。

事務連絡
平成26年1月14日各 { 都道府県
指定都市
中核市 } 臨時福祉給付金担当課（室） 御中

厚生労働省簡素な給付措置支給業務室

「臨時福祉給付金（簡素な給付措置）の支給に係る住民基本台帳記録者リストを作成するに当たっての留意事項について」（平成25年12月16日付け簡素な給付措置支給業務室事務連絡）の修正及び質疑応答について

臨時福祉給付金（簡素な給付措置）支給事業の実施につきましては、平素から多大な御理解及び御協力をいただき、厚く御礼を申し上げます。

さて、「臨時福祉給付金（簡素な給付措置）の支給に係る住民基本台帳記録者リストを作成するに当たっての留意事項について」（平成25年12月16日付け簡素な給付措置支給業務室事務連絡。以下「12月16日付け事務連絡」という。）について、「補充リストB（復活者リスト）の類型Iに該当する者については、転入地市町村（特別区を含む。）の補充リストBに記載するとの理解でよいか」との問い合わせがありました。

問い合わせの事例について、給付対象候補者を住民基本台帳記録者リスト中補充リストBに記載すべき団体は、転出地市町村（特別区を含む。以下同じ。）になると考えます。

（転出の届出における転出の予定年月日が基準日以前となっている者であっても、転入の届出における転入した年月日が基準日の翌日以降であれば、当該者については、基準日時点で転出地市町村が市区町村民税を課税していることが一般的です。）

12月16日付け事務連絡中、補充リストB（復活者リスト）の類型Iの記載は、誤解を生じさせかねないものとなっていましたので、下記のとおり修正させていただきます。

併せて、本事務連絡に関し、基準日前後の転出入に係るリスト作成等につきまして、別添のとおり質疑応答をとりまとめましたのでお知らせいたします。

都道府県におかれましては、本事務連絡の趣旨について、管内の市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）に対して周知いただくようお願いいたします。

記

修 正 後	修 正 前
<p>【補充リストB（復活者リスト）】 【類型I】</p> <p>転出の予定年月日が基準日以前となっている転出の届出をした者（注：転出地市町村の基本リストに記載されていない状態）のうち、転入した年月日が基準日の翌日以降であることが住民基本台帳法第9条第1項の規定による転入の通知（以下「転入通知」という。）により確認された者について、補充リストBに記載する。</p> <p>→ 転出地市町村においては、転入通知により転入地市町村に転入した年月日が基準日の翌日以降であることを確認し、該当する者については補充リストBに記載する。</p>	<p>【補充リストB（復活者リスト）】 【類型I】</p> <p>基準日の翌日（平成26年1月2日）以降になされた転入の届出のうち、転出日が基準日以前となっている場合（注：基準日現在ではどの市町村の基本リストにも記録されていない状態）に、当該転入した者について、補充リストBに記載する。</p> <p>→ 市町村においては、基準日の翌日以降になされた転入の届出について、転出日が基準日以前となっているかどうかを転出証明書等によって確認し、該当する者については、補充リストBに記載する。</p>

「臨時福祉給付金（簡素な給付措置）の支給に係る住民基本台帳記録者リストを作成するに当たっての留意事項について」（平成25年12月16日付け簡素な給付措置支給業務室事務連絡）に係る質疑応答

1. 基準日前後の転出入

（問1）次の例のように、転出の予定年月日が基準日（平成26年1月1日。以下同じ。）以前である転出の届出が行われた後、転入をした年月日が基準日の翌日以降である転入の届出が行われた場合、基準日時点では、転出地市町村（特別区を含む。以下同じ。）（X市）及び転入地市町村（特別区を含む。以下同じ。）（Y市）のいずれの市町村（特別区を含む。以下同じ。）の住民基本台帳にも記録されていないこととなる。この場合、X市のリストに記載するのか、それともY市のリストに記載するのか。

【例】 X市を転出し、Y市へ転入する場合

転出の届出日	平成25年12月25日
<u>転出の予定年月日</u>	平成25年12月27日
<u>転入をした年月日</u>	平成26年 1月 3日
転入の届出日	平成26年 1月 6日

（答） いずれの市町村のリストに記載するかは、転入をした年月日が基準日以前であるか否かに着目して判断します。この事例では、基準日時点ではY市に転入していないので、X市のリストに記載します。

X市が記載するリストの種類については、転出の予定年月日が基準日以前であり、基準日現在における住民基本台帳の記載は、X市にもY市にも存在しない状態のままなので、補充リストBになります。

（問2）次の例のように、転出地市町村（X市）に対して転出の予定年月日が基準日の翌日以降である転出の届出が行われた一方、転入地市町村（Y市）に対して転入をした年月日が基準日以前である転入の届出が行われた場合、X市のリストに記載するのか、それともY市のリストに記載するのか。

【例】 X市を転出し、Y市へ転入する場合

転出の届出日	平成25年12月25日
<u>転出の予定年月日</u>	平成26年 1月 3日
<u>転入をした年月日</u>	平成25年12月27日
<u>転入の届出日</u>	平成26年 1月 6日

（答） この事例では、転入をした年月日に着目すると、基準日時点でY市に転入しているので、Y市のリストに記載します。

Y市が記載するリストの種類については、転入の届出日が平成26年1月15日以前なので、基本リストになります。

(問3) 次の例のように、転出地市町村(X市)に対して転出の予定年月日が基準日の翌日以降である転出の届出が行われた一方、転入地市町村(Y市)に対して転入をした年月日が基準日以前である転入の届出が行われた。このとき、転入の届出日が平成26年1月16日以降であった場合、X市のリストに記載するのか、それともY市のリストに記載するのか。

【例】 X市を転出し、Y市へ転入する場合

転出の届出日	平成25年12月25日
<u>転出の予定年月日</u>	平成26年 1月 3日
<u>転入をした年月日</u>	平成25年12月27日
<u>転入の届出日</u>	平成26年 2月10日

(答) この事例では、転入をした年月日に着目すると、基準日時点でY市に転入しているため、Y市のリストに記載します。

Y市が記載するリストの種類については、転入の届出日が平成26年1月16日以降になされているため、補充リストAに記載します。

なお、X市は、平成26年1月15日終了時点ではY市から転入通知を受けておらず、転入をした年月日を確認できていません。このため、転出の予定年月日に基づいてX市の基本リストに記載するかどうかが問題となります。

この場合、X市としては、①転出の予定年月日が基準日以降であるので、基本リストに記載し、②その後、Y市からの転入通知がなされたときに、転入をした年月日が基準日以前であることが確認できます。

このとき、死亡者等リストに記載すべき項目の第3番目に該当するため、X市は当該対象者を死亡者等リストに記載し、給付対象候補者から外します。

2. その他

(問4) 基準日以前に住民票を職権消除されていた者のうち、基準日時点において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されていないものであって、転入をした年月日が基準日の翌日以降である転入届を提出したものについては、転入地市町村の補充リストBに記載するのか。

(答) お見込みのとおりです。

(問5) 基準日において日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以降初めてX市の住民基本台帳に記録されることとなった外国人は、全てX市のリストに記載するのか。

(答) 基準日時点で住民基本台帳法第30条の45に規定される外国人住民に該当する外国人については、X市の補充リストBに記載します。

なお、基準日において日本国内で生活していても、不法滞在者である場合や、在留資格が短期滞在である場合など、住民基本台帳法の適用を受けない者については、記載しません。

(参照条文)

○住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)

(住民票の記載等のための市町村長間の通知)

第九条 市町村長は、他の市町村から当該市町村の区域内に住所を変更した者につき住民票の記載をしたときは、遅滞なく、その旨を当該他の市町村の市町村長に通知しなければならない。

2・3 (略)

(外国人住民に係る住民票の記載事項の特例)

第三十条の四十五 日本の国籍を有しない者のうち次の表の上欄に掲げるものであつて市町村の区域内に住所を有するもの(以下「外国人住民」という。)に係る住民票には、第七条の規定にかかわらず、同条各号(第五号、第六号及び第九号を除く。)に掲げる事項、国籍等(国籍の属する国又は出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号。以下この章において「入管法」という。)第二条第五号ロに規定する地域をいう。以下同じ。)、外国人住民となつた年月日(外国人住民が同表の上欄に掲げる者となつた年月日又は住民となつた年月日のうち、いずれか遅い年月日をいう。以下同じ。)及び同表の上欄に掲げる者の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる事項について記載をする。

中長期在留者(入管法第十九条の三に規定する中長期在留者をいう。以下この表において同じ。)	一 中長期在留者である旨 二 入管法第十九条の三に規定する在留カード(総務省令で定める場合にあつては、総務省令で定める書類)に記載されている在留資格、在留期間及び在留期間の満了の日並びに在留カードの番号
特別永住者(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号。以下この章において「入管特例法」という。)に定める特別永住者をいう。以下この表において同じ。)	一 特別永住者である旨 二 入管特例法第七条第一項に規定する特別永住者証明書に記載されている特別永住者証明書の番号

<p>一時庇護許可者（入管法第十八条の二第一項の許可を受けた者をいう。以下この表及び次条において同じ。）又は仮滞在許可者（入管法第六十一条の二の四第一項の許可を受けた者をいう。以下この表において同じ。）</p>	<p>一 一時庇護許可者又は仮滞在許可者である旨 二 入管法第十八条の二第四項に規定する上陸期間又は入管法第六十一条の二の四第二項に規定する仮滞在許可書に記載されている仮滞在期間</p>
<p>出生による経過滞在外（国内において出生した日本の国籍を有しない者のうち入管法第二十二条の二第一項の規定により在留することができるものをいう。以下この表及び次条において同じ。）又は国籍喪失による経過滞在外（日本の国籍を失った者のうち同項の規定により在留することができるものをいう。以下この表及び次条において同じ。）</p>	<p>出生による経過滞在外又は国籍喪失による経過滞在外である旨</p>